

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年度都立水元特別支援学校教職員倫理要綱

東京都立水元特別支援学校長

野口 幹人

障害のある本校児童・生徒が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは当然の権利です。

本校においても、児童・生徒一人一人のニーズを踏まえた教育を行うことにより、児童・生徒が自尊感情・自己肯定感を育て、地域社会で積極的、意欲的に生きていくための教育的支援の充実を図ることが求められています。

それには、児童・生徒の自己決定を尊重し、質の高い教育の実施や地域の関係機関とのネットワークの充実を目指し、地域生活に必要な環境の構築を図り、さらに私たち教職員の意識のもち方、新たな取組への工夫が必要であり、常に人権を尊重した基本姿勢を堅持し、創意工夫をもって児童・生徒への教育的支援を実施しなければなりません。

- 1 私たち教職員は、児童・生徒の人としての尊厳を大切にし、児童・生徒の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害の程度、認知程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たち教職員は、児童・生徒の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように指導上の工夫をし、教育的支援を行います。
- 3 私たち教職員は、児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
- 4 私たち教職員は、児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、児童・生徒と常に人として対等な立場で接するとともに、必要な教育的支援を求められたときは誠実に対応します。
- 5 私たち教職員は、児童・生徒への体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たち教職員は、児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たち教職員は、児童・生徒への的確な教育的支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研さんに励みます。

教育とは本来、教職員と児童・生徒との間に親密な相互関係が働くことにより大きな教育的成果を得られるものです。そのため、私たちの教育が一方的になっていないかを児童・生徒の立場にたって常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この教職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。